

郡山市営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月5日

郡山市長 品川 萬里

郡山市条例第5号

郡山市営住宅条例の一部を改正する条例

郡山市営住宅条例（平成9年郡山市条例第31号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章～第3章（略）</p> <p><u>第3章の2 被災者等に係る使用許可（第48条の2—第48条の7）</u></p> <p>第4章（略）</p> <p><u>第4章の2 被災者等に係る駐車場の使用許可（第57条の2・第57条の3）</u></p> <p>第5章（略）</p> <p>附則</p> <p>（入居者の資格）</p> <p>第6条 市営住宅に入居することができる者は、次の各号（老人、<u>障害者</u>その他の特に居住の安定を図る必要がある者（次条第2項において「老人等」という。））にあつては第2号から第6号まで、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する被災者等にあつては第4号及び第6号）の条件を具備する者でなければならない。ただし、規則で定める市営住宅にあつては、第2号から第6号までの条件を具備する者としてすることができる。</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) その者の収入がア、イ又はウに掲げる場合に応じ、それぞれア、イ又はウに掲げる金額を超えないこと。</p> <p>ア 入居者が<u>障害者</u>である場合等 214,000円</p> <p>イ・ウ（略）</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第3章（略）</p> <p>第4章（略）</p> <p>第5章（略）</p> <p>附則</p> <p>（入居者の資格）</p> <p>第6条 市営住宅に入居することができる者は、次の各号（老人、<u>身体障害者</u>その他の特に居住の安定を図る必要がある者（次条第2項において「老人等」という。））にあつては第2号から第6号まで、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する被災者等にあつては第4号及び第6号）の条件を具備する者でなければならない。ただし、規則で定める市営住宅にあつては、第2号から第6号までの条件を具備する者としてすることができる。</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) その者の収入がア、イ又はウに掲げる場合に応じ、それぞれア、イ又はウに掲げる金額を超えないこと。</p> <p>ア 入居者が<u>身体障害者</u>である場合等 214,000円</p> <p>イ・ウ（略）</p>

(4)～(6) (略)

2 前項に規定する老人、障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。

(1)～(7) (略)

(8) 災害被災者で、市長が別に定めるもの

(9) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第2項に規定する被害者又は同法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者（以下「DV被害者」という。）で、市長が別に定めるもの

(10) 犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）第2条第2項に規定する犯罪被害者等（以下「犯罪被害者等」という。）で、市長が別に定めるもの

(11) 前各号に定める者のほか特別な事情があると市長が認めるもの

3 (略)

4 第1項第3号アに規定する入居者が障害者である場合等とは、次の各

(4)～(6) (略)

2 前項に規定する老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。

(1)～(7) (略)

(8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で、ア又はイのいずれかに該当するもの

ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者

イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの

3 (略)

4 第1項第3号アに規定する入居者が身体障害者である場合等とは、次

号のいずれかに該当する場合をいう。

(1)～(3) (略)

(入居者の選考)

第9条 (略)

2 市長は、前項各号に掲げる者のうち、老人、障害者、難病患者、DV被害者、犯罪被害者等、20歳未満の子を扶養する配偶者のない者、18歳未満の子を3人以上扶養する者、40歳未満の夫婦、40歳未満で子育てをする者等で市長が別に定める要件を備えているものについては、同項の規定にかかわらず、優先的に戸数を割り当てて公開抽選の方法により当該市営住宅の入居者を決定することができる。

(入居者の保管義務等)

第22条 (略)

2 入居者が自己の責めに帰すべき事由により、当該市営住宅又は共同施設を滅失又は毀損したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(住宅の明渡請求)

第41条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、入居者に対し、市営住宅の明渡しの請求をすることができる。

(1)・(2) (略)

(3) 入居者が当該市営住宅又は共同施設を故意に毀損したとき。

(4)～(7) (略)

2～6 (略)

(社会福祉事業等に係る使用許可)

第42条 (略)

(社会福祉事業等に係る使用手続)

第43条 (略)

(社会福祉事業等に係る使用料)

第44条 (略)

の各号のいずれかに該当する場合をいう。

(1)～(3) (略)

(入居者の選考)

第9条 (略)

2 市長は、前項各号に掲げる者のうち、老人、身体障害者、難病患者、20歳未満の子を扶養する配偶者のない者、18歳未満の子を3人以上扶養する者、40歳未満の夫婦、40歳未満で子育てをする者等で市長が別に定める要件を備えているものについては、同項の規定にかかわらず、優先的に戸数を割り当てて公開抽選の方法により当該市営住宅の入居者を決定することができる。

(入居者の保管義務等)

第22条 (略)

2 入居者が自己の責めに帰すべき事由により、当該市営住宅又は共同施設を滅失又はき損したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(住宅の明渡請求)

第41条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、入居者に対し、市営住宅の明渡しの請求をすることができる。

(1)・(2) (略)

(3) 入居者が当該市営住宅又は共同施設を故意にき損したとき。

(4)～(7) (略)

2～6 (略)

(使用許可)

第42条 (略)

(使用手続)

第43条 (略)

(使用料)

第44条 (略)

第3章の2 被災者等に係る使用許可

第48条の2 市長は、災害被災者、DV被害者、犯罪被害者等その他特別な事情があると市長が認めるもの（以下「被災者等」という。）の居住の安定のため必要であると認める場合においては、当該被災者等に対して、市営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で、市営住宅の使用を許可することができる。

2 市長は、前項の許可に条件を付すことができる。

（被災者等に係る使用手続）

第48条の3 被災者等は、前条の規定による市営住宅の使用の許可を受けようとするときは、市長の定めるところにより、市営住宅の使用目的、使用期間その他当該市営住宅の使用に係る事項を記載した書面を提出して、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合には、当該申請に対する処分を決定し、当該被災者等に対して、当該申請を許可する場合にあっては許可する旨とともに市営住宅の使用開始日を、許可しない場合にあっては許可しない旨とともにその理由を通知する。

（被災者等に係る同居の承認）

第48条の4 被災者等は、市営住宅への入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときは、市長の承認を得なければならない。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定による承認を与えてはならない。ただし、被災者等が病気にかかっていることその他特別の事情により当該被災者等が入居の際に同居した親族以外の者を同居させることが必要であると認めるときは、この限りでない。

(1) 被災者等が不正の行為によって入居したとき。

(2) 被災者等が使用料を1月以上滞納したとき。

(3) 被災者等が市営住宅又は共同施設を故意に毀損したとき。

(4) 被災者等が第22条、第23条及び第25条から第27条までに掲げる事項に違反したとき。この場合において、これらの規定中「入居者」とあり、

及び「市営住宅の入居者」とあるのは「被災者等」と読み替えるものとする。

3 前項の場合のほか、市長は、被災者等が同居させようとする者又は当該被災者等若しくはその同居者が暴力団員であるときは、第1項の規定による承認を与えてはならない。

(被災者等に係る使用料)

第48条の5 被災者等は、近傍同種の住宅の家賃以下で市長が定める額の使用料を支払わなければならない。

(被災者等に係る使用料の減免)

第48条の6 市長は、被災者等の事情により、使用料の全部又は一部を免除することができる。

(準用)

第48条の7 被災者等による市営住宅の使用に当たっては、第17条、第18条、第20条から第27条まで、第36条、第40条並びに第41条第1項（同項第7号を除く。）及び第2項の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「家賃」とあるのは「使用料」と、「市営住宅の入居者」とあり、及び「入居者」とあるのは「被災者等」と、第17条第1項中「第11条第5項」とあるのは「第48条の3第2項」と、「入居日」とあるのは「使用開始日」と、「第31条第1項又は第36条第1項」とあるのは「第48条の7において準用する第36条第1項」と、「第41条第1項」とあるのは「第48条の7において準用する第41条第1項」と、同条第3項中「市営住宅に入居した場合」とあるのは「市営住宅の使用を開始した場合」と、同条第4項中「第40条第1項」とあるのは「第48条の7において準用する第40条第1項」と、第25条中「入居の権利」とあるのは「使用の権利」と、第41条見出し中「住宅の明渡請求」とあるのは「被災者等に係る使用許可の取消し」と、同条第1項本文中「明渡し」とあるのは「使用許可を取り消し、その明渡し」と、同項第2号中「3月」とあるのは「1月」と読み替えるものとする。

(駐車場の使用料)

第54条 (略)

2 市長は、前項の規定にかかわらず、特別の事情がある場合において必要があると認めるときは、駐車場の使用料の減免又は徴収の猶予をすることができる。

(駐車場の使用料の変更)

第55条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、駐車場の使用料を変更することができる。

- (1) 物価の変動に伴い、駐車場の使用料を変更する必要があると認めるとき。
- (2) 駐車場相互の間における駐車場の使用料の均衡上必要があると認めるとき。
- (3) (略)

(駐車場の使用許可の取消し)

第56条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、駐車場の使用許可を取り消し、その明渡しの請求をすることができる。

- (1) (略)
- (2) 使用者が駐車場の使用料を3月以上滞納したとき。
- (3) 使用者が駐車場又はその附帯する設備を故意に毀損したとき。
- (4)～(6) (略)

2～4 (略)

(準用)

第57条 駐車場の使用については、第49条から第52条まで及び第54条から前条までに定めるもののほか、第17条、第18条、第24条、第25条、第26条本文、第27条第1項本文及び第40条第1項の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「家賃」とあるのは「駐車場の使用料」と、「市営住宅」とあり、及び「住宅」とあるのは「駐車場」と、「入居者」とあるのは「使用者」と、第17条第1項中「第11条第5項」とあるのは「使用料、使用料の減免等」

(使用料、使用料の減免等)

第54条 (略)

2 市長は、前項の規定にかかわらず、特別の事情がある場合において必要があると認めるときは、使用料の減免又は徴収の猶予をすることができる。

(使用料の変更)

第55条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、駐車場の使用料を変更することができる。

- (1) 物価の変動に伴い、使用料を変更する必要があると認めるとき。
- (2) 駐車場相互の間における使用料の均衡上必要があると認めるとき。
- (3) (略)

(使用許可の取消し)

第56条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、駐車場の使用許可を取り消し、その明渡しの請求をすることができる。

- (1) (略)
- (2) 使用者が使用料を3月以上滞納したとき。
- (3) 使用者が駐車場又はその附帯する設備を故意にき損したとき。
- (4)～(6) (略)

2～4 (略)

(準用)

第57条 駐車場の使用については、第49条から第52条まで及び第54条から前条までに定めるもののほか、第17条、第18条、第24条、第25条、第26条本文、第27条第1項本文及び第40条第1項の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「家賃」とあるのは「使用料」と、「市営住宅」とあり、及び「住宅」とあるのは「駐車場」と、「入居者」とあるのは「使用者」と、第17条第1項中「第11条第5項」とあるのは「第

のは「第51条第2項」と、「入居日」とあるのは「使用開始日」と、「第41条第1項」とあるのは「第56条第1項」と、同条第3項中「に入居した場合」とあるのは「の使用を開始した場合」と、同条第4項中「第40条第1項」とあるのは「第57条において準用する第40条第1項」と、「第1項の」とあるのは「第57条において準用する第17条第1項の」と、第25条中「入居の権利」とあるのは「使用の権利」と読み替えるものとする。

第4章の2 被災者等に係る駐車場の使用許可

第57条の2 被災者等による駐車場の使用に当たっては、第49条から第52条まで及び第54条から第56条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「市営住宅の入居者」とあり、「入居者」とあるのは「被災者等」と、第50条第3号中「家賃」とあるのは「使用料」と、第56条第1項第2号中「3月」とあるのは「1月」と読み替えるものとする。

(準用)

第57条の3 被災者等に係る駐車場の使用については、前条に定めるもののほか、第17条、第18条、第24条、第25条、第26条本文、第27条第1項本文及び第40条第1項の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「家賃」とあるのは「駐車場の使用料」と、「市営住宅」とあり、及び「住宅」とあるのは「駐車場」と、「入居者」とあるのは「使用者」と、第17条第1項中「第11条第5項」とあるのは「第51条第2項」と、「入居日」とあるのは「使用開始日」と、「第41条第1項」とあるのは「第57条の2において準用する第56条第1項」と、同条第3項中「に入居した場合」とあるのは「の使用を開始した場合」と、同条第4項中「第40条第1項」とあるのは「第57条の3において準用する第40条第1項」と、「第1項の」とあるのは「第57条の3において準用する第17条第1項の」と、第25条中「入居の権利」とあるのは「使用の権利」と読み替えるものとする。

別表（第3条、第54条関係）

1 市営住宅

51条第2項」と、「入居日」とあるのは「使用開始日」と、「第41条第1項」とあるのは「第56条第1項」と、同条第3項中「に入居した場合」とあるのは「の使用を開始した場合」と、同条第4項中「第40条第1項」とあるのは「第57条において準用する第40条第1項」と、「第1項の」とあるのは「第57条において準用する第17条第1項の」と読み替えるものとする。

別表（第3条、第54条関係）

1 市営住宅

名称	位置	棟数	戸数
(略)			
希望ヶ丘市営住宅	郡山市希望ヶ丘地内	44	845
(略)			
中ノ平市営住宅	郡山市大槻町字中ノ平59番地	18	136
(略)			
仁池向市営住宅	郡山市大槻町字仁池向1番地	20	112
(略)			
荒池淵市営住宅	郡山市安積町笹川字荒池淵3番地	5	10
(略)			
松ヶ岡市営住宅	郡山市田村町山中字日照田122番地	4	4
(略)			
2・3 (略)			

名称	位置	棟数	戸数
(略)			
希望ヶ丘市営住宅	郡山市希望ヶ丘地内	50	851
(略)			
中ノ平市営住宅	郡山市大槻町字中ノ平59番地	20	144
(略)			
仁池向市営住宅	郡山市大槻町字仁池向1番地	22	120
(略)			
荒池淵市営住宅	郡山市安積町笹川字荒池淵3番地	7	14
(略)			
松ヶ岡市営住宅	郡山市田村町山中字日照田122番地	7	7
(略)			
2・3 (略)			

附 則

この条例は、公布の日から施行する。